

神戸市営住宅の入居承継にかかる基準等の一部改正（案）の概要

神戸市建築住宅局住宅管理課

1. 主旨

神戸市においては、市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に入居者と同居していた者に対して、入居承継承認申請がなされた場合に当該市営住宅の入居者の地位の承継を認めております。

入居承継承認申請の際に提出する書類として、保証人名簿、保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書の添付を求めてまいりました。

平成30年3月30日付国住備第505号国土交通省住宅局長通知にて、単身高齢者の増加等を踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、連帯保証人を確保することがより一層困難となることが懸念され、連帯保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることがないよう連帯保証人に関する規定を見直すよう、また、連帯保証人に関する規定の見直しに伴い、入居時において、緊急時に連絡が取れるよう勤務先、親戚や知人の住所等緊急時の連絡先を提出させることが望ましいとの考えが示されました。

この通知に基づき、入居承継取扱基準及び神戸市賃貸厚生年金住宅の名義変更の取扱要領に規定されている入居承継承認申請の際に提出する書類について改正を行います。

2. 改正（案）の概要

（1）入居承継取扱基準

- ① 入居承継承認申請の際に提出を求めていた書類から、保証人名簿、保証人の所得証明書及び印鑑登録証明書を削除します。
- ② 新たに、入居承継承認申請の際に提出を求める書類として、緊急連絡先名簿を追加します。

（2）神戸市賃貸厚生年金住宅の名義変更の取扱要領

- ① 名義変更手続きの際に提出を求めていた書類から、保証人名簿を削除します。
- ② 新たに、名義変更手続きの際に提出を求める書類として、緊急連絡先名簿を追加します。

3. 施行予定

令和2年4月1日